

昭和天皇の崩御に伴う千葉県警察職員 の訓戒及び注意の免除に関する訓令

〔平成元年2月22日〕
訓令第1号警察本部長

昭和天皇の崩御に伴う千葉県警察職員の訓戒及び注意の免除に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察職員（平成元年2月24日前に千葉県警察職員でなくなった者を含む。）のうち、千葉県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令（昭和57年本部訓令第11号）第17条の規定により、昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に訓戒及び注意（以下「訓戒等」という。）を受けた者に対しては、将来に向かってその訓戒等を免除するものとする。

附 則

この訓令は、平成元年2月24日から施行する。